

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	生活保護事務等電算システム改修業務委託
担当部・課名	福祉部 生活支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	北日本コンピューターサービス株式会社 秋田県秋田市南通築地15番32号
契約金額(税込)	1,232,000円
契約締結日	令和元年11月1日
契約期間	令和元年11月1日 ~ 令和2年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>現在、本市の生活保護事務等電算システムは、北日本コンピューターサービス株式会社のソフトを使用している。</p> <p>生活保護制度の改正により、進学準備給付金の創設に伴うマイナンバー情報連携、生命保険会社に対する被保護世帯の資産調査を効率的に実施するための統一様式の出力、被保護者調査の調査項目の追加(保護廃止理由等)に対応する必要が生じたことから、その対応について現在の基本システムの改修を行なうものである。</p> <p>システム改修業務において、現行システムを開発・製造した北日本コンピューターサービス株式会社以外のものが改修を行い、トラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になる等、業務に著しく支障をきたすことが懸念される。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは北日本コンピューターサービス株式会社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	健康管理支援事業準備業務委託
担当部・課名	福祉部 生活支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	北日本コンピューターサービス株式会社 秋田県秋田市南通築地15番32号
契約金額(税込)	2,750,000円
契約締結日	令和元年11月1日
契約期間	令和元年11月1日～令和2年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>現在、本市の生活保護事務等電算システムは、北日本コンピューターサービス株式会社のソフトを使用している。今般、国の指導により必須事業となった「被保護者健康管理支援事業」の実施に伴い、生活保護受給者の健康状態を適正に把握し、医療と生活の両面において支援を行う必要がある。そのため、「医療費適正化・健康管理支援に向けた基礎統計の作成」及び「当該基礎統計をもとに、厚生労働省が推進するものとしている生活習慣病の重症化予防、並びに自立支援医療精神通院・難病の他法他施策申請及び受診行動適正化等の対象者リストの作成」を委託するものである。</p> <p>上記業務委託については、現行システムにて保有している保護受給者の情報の活用が不可欠である。そのためにシステム改修を行うが、現行システムを開発・製造した北日本コンピューターサービス株式会社以外のものが改修を行い、トラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になる等、業務に著しく支障をきたすことが懸念される。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは北日本コンピューターサービス株式会社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>